



イタリアンカーフェスタ in セントラルサーキット “チャオイタリア”

公 示

本競技会は F I A 国際モータースポーツ競技規則ならびに、それに準拠した社団法人日本自動車連盟 (J A F) の国内競技規則、本競技会特別規則にしたがって開催される。

1. 競技会の名称

イタリアンカーフェスタ in セントラルサーキット
「C i a o I t a l i a」

2. 競技種目

イタリア 4 輪自動車によるクラシックカーレース競技

3. 大会格式

J A F 公認国内格式

4. オーガナイザー

ツーアンドフォー・スポーツ (T W O & F O U R ・ S) 代表 岡波玲嘉

〒542-0062 大阪府中央区上本町西 5-1-6 寛永ビル 5

TEL.06-6761-0248 FAX.06-6761-0067 e-mail:info@2and4.co.jp URL:http://www.2and4.co.jp

5. 開催場所

セントラルサーキット (国内レーシングコース) 全長 2804m (右回り)

兵庫県多可郡中町坂本字草山 521-1 TEL.0795-32-3766

6. 開催日及びタイムスケジュール

2004年10月24日 (日)

具体的タイムスケジュールは公式通知にて発表する。

7. 大会役員

大会会長	:	石田憲治 (S U P E R . S S)
大会副会長	:	岡波 勉 (S U P E R . S S)
組織委員長	:	岡波玲嘉 (T W O & F O U R . S)
組織委員	:	田中 淳 (T W O & F O U R . S)
組織委員	:	工藤哲裕 (S U P E R . S S)

8. 大会審査委員会

審査委員長	:	川崎光雄 (T V O)
審査委員	:	炭本和夫 (T V O)

9. 競技役員

競技長	:	岡波玲嘉 (T W O & F O U R . S)
コース委員長	:	岡波玲嘉 (T W O & F O U R . S)
計時委員長	:	工藤哲裕 (S U P E R . S S)
技術委員長	:	田中 淳 (T W O & F O U R . S)
パドック委員長	:	吉田誠司 (T W O & F O U R . S)
スタート&ピット委員長	:	青木孝次 (バトル)
救急委員長	:	岡波 勉 (S U P E R . S S)
医師団長	:	前川尚宜 (平成記念病院)
大会事務局長	:	浅田典子 (T W O & F O U R . S)

10. 競技内容

スプリントレース : 決勝は 12 周とする。(公式予選は 10 分間)

11. 参加できる車両

外国車クラシックカーフェスティバル車両規定第 1 条による。

特別車両規定をお持ちでない方は事務局へ御請求下さい。

12. レース区分 / クラス区分

1) レース区分

(1)	A 63 レース	~ 1963 年までの車両
	B 70 レース	~ 1970 年までの車両

C 7 7 レース ~ 1 9 7 7 年までの車両
 D 8 7 レース ~ 1 9 8 7 年までの車両

の4レースとする。

ただし、各レース区分参加台数が20台を超えない場合は、混走レースとする。

(2) A + B レース

C + D レース

の2レースとする。

ただし、各レース区分参加台数が20台を超えない場合は、

(3) 混走レース

A + B + C + D レース

の1レースとする。

2) レースクラス区分

A レース	1	A P - 1	1 4 0 0 c c までの P 車両
	2	A P - 2	1 4 0 1 c c 以上の P 車両
	3	A S - 1	1 4 0 0 c c までの S 車両
	4	A S - 2	1 4 0 1 c c 以上の S 車両
B レース	5	B P - 1	1 4 0 0 c c までの P 車両
	6	B P - 2	1 6 0 0 c c までの P 車両
	7	B P - 3	1 6 0 1 c c 以上の P 車両
	8	B S - 1	1 4 0 0 c c までの S 車両
	9	B S - 2	1 6 0 0 c c までの S 車両
	10	B S - 3	1 6 0 1 c c 以上の S 車両
C レース	11	C P - 1	1 4 0 0 c c までの P 車両
	12	C P - 2	1 6 0 0 c c までの P 車両
	13	C P - 3	1 6 0 1 c c 以上の P 車両
	14	C S - 1	1 4 0 0 c c までの S 車両
	15	C S - 2	1 6 0 0 c c までの S 車両
	16	C S - 3	1 6 0 1 c c 以上の S 車両
D レース	17	D P - 1	1 4 0 0 c c までの P 車両
	18	D P - 2	1 6 0 0 c c までの P 車両
	19	D P - 3	1 6 0 1 c c 以上の P 車両
	20	D S - 1	1 4 0 0 c c までの S 車両
	21	D S - 2	1 6 0 0 c c までの S 車両
	22	D S - 3	1 6 0 1 c c 以上の S 車両

13. 競技参加ドライバーの資格

2004年度JAF国内競技運転者許可証Aクラス以上

14. 募集台数および決勝出場台数

スプリントレース：募集/決勝出場台数(原則的に予選落ちなし)各レース共に38台までとする。

15. 参加申込期間および方法

申込期間

2004年8月2日(月)~10月8日(金)まで

参加申込方法

1) レース参加申込書

2) 改造申告書

3) 参加料

4) 参加ドライバーが20歳未満の場合には、申込書裏面の誓約の内容に関して親権者の承認を得て、その証として当該欄に署名、実印(印鑑証明書)が必要。

5) 参加申込先

〒542-0062 大阪市中央区上本町西5-1-6 寛永ビル5F (株)ツーアンドフォー内

「チャオイタリア事務局」

TEL.06-6761-0248 FAX.06-6761-0067 e-mail:info@2and4.co.jp URL:http://www.2and4.co.jp

16. 参加料

スプリントレース(1台)

T&F・S、SUPER SS、JCCA 会員 ... ￥33,000 - (パドックパス5枚付)

一般 ... ￥38,000 - (パドックパス5枚付)

サーキットの都合によりオーガナイザー、ドライバー、メカニック、出展社、全て入場の際入場料2,500円(前売2,000円ローソンチケットで発売)を支払うこと。

17. 保険料

ドライバーは900万円以上、ピット要員は400万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。既に加入済みの場合は、その旨を大会オーガナイザーに申告するものとし、上記金額に満たない場合

は、その不足分について各オーガナイザーが指定する保険に必ず加入しなければならない。

ドライバー 900万円につき3,870円

ピット1名400万円につき1,220円

18. 参加受理

オーガナイザーは申込書類の完備している者より、参加受理書によって参加許可および当日の集合時刻を知らせる。

オーガナイザーは理由を明示することなく参加申込を拒否できる。この場合、送付されたもののうち参加料のみを全額返還する。

すでに参加申込をしたもの、または受理書を受領した参加者が参加取り止めを希望する場合、大会事務局にその旨通知した期日より下記のように処理される。

申込期間内...返還事務手数料3,000円を差引返還される。

申込期間後...参加料を含む一切は返還されない。

19. 参加誓約について

本大会参加者は、下記の誓約事項を承知しているものとみなされる。

- 私は本大会特別規則ならびに国際モータースポーツ競技規則、同付則、国内競技規則に同意します。また、競技参加に際し関連して起った死亡、負傷、その他の事故で私たち参加者および運転者、要員車両などに受けた損害について決してオーガナイザー及び競技役員、係員、雇用者（コース所有者を含む）ならびに他の参加者（ドライバー、要員など）に対し、非難したり、責任を追及したりいたしません。また、このことは事故がオーガナイザーまたは競技役員、係員、雇用者（コース所有者を含む）の手違いなどに起因した場合であっても変わりありません。なお、私たちの過失に因ってコース及び関係施設、機材、車両などに損害を与えた場合、その損害について弁償致します。
- 私は、参加競技についてしかるべき適格者であり、参加車両についてもコース、スピードに対し適格であり、かつ競技が可能であることを誓います。
- 走行中に他の車両に接触あるいはパドック内で他の車両と接触等のアクシデントが起きた場合は、当事者同士で話し合いの上解決する事を誓約致します。
- 本大会に参加する参加者、運転者、要員の氏名、参加車両の写真、競技結果などを報道、放送、掲載の権限をオーガナイザーが持つことを承認いたします。

20. 誓約書の署名

ドライバーは、参加申込書に記載された誓約事項を承認し、その証として署名、捺印（実印）をしなければならない。ドライバーが20歳未満の未成年の場合は、その親権者・保護者の署名・捺印（実印）・印鑑証明書が必要。

21. 車両の交換、ドライバーの交替

参加申込締切り後の車両の交換、ドライバーの交替は開催日の7日前までとする。ただし、期限を過ぎてからの、やむを得ない事情によるドライバー交替は、組織委員会の承認を受けた場合変更を許される。

なお、車両変更は同じクラス内でなければならない。

22. 公式車両検査

公式車両検査は公式通知に示された時間にしたがって、サーキット内の各指定パドックで行なわれる。

パドック及び方法は公式通知により発表される。

ドライバーは本競技会に有効なライセンス、ヘルメット（JAF国内競技車両規則のヘルメットに関する指導要項参照）不燃性素材を用いたレーシングスーツ（ダブルレイヤー以上のものただしシングルレイヤーの場合は不燃性のアンダーウェアを着用のこと...トリプルレイヤーのものを強く推奨する）

不燃性グローブ、不燃性シューズの点検を受けなければならない。

公式車両検査後の車両の修理、調整については、必ず技術委員長の許可を受けた上で行なわなければならない。

公式車両検査を受けない車両およびドライバー、または検査の結果不適当と判定された車両、ドライバーは公式予選、決勝のいずれにも参加できない。

技術委員長は検査の結果、不適当と判断した箇所について修正を命じることができる。

23. 競技番号（ゼッケン）

参加車両は競技番号を付けなければならない。競技番号はオーガナイザーが参加者の希望をとりながら決定する。また、その番号は各自で用意しなければならない。

24. ピット関係

参加者には大会事務局よりピットが割り当てられる。参加者は各自のピットに対して責任者を定め登録しなければならない。

ピットクルーはピット責任者を含め、参加車両1台に最低1名を所定の書式（参加申込書）によって登録しなければならない。

ピットクルーが20歳未満の未成年者の場合はその親権者・保護者の署名・捺印（実印）が必要。

25. ドライバーズ・ブリーフィング

出場ドライバーはタイムスケジュール（公式通知）に示された時間前にコントロールタワー2Fミーティングルームへ集合、出席しなければならない。これに遅刻した場合はレースへの参加を認めない場合がある。また、欠席した場合はレースへの参加を認めない。

26. 公式予選

公式車両検査に合格しない車両は出場できない。

公式予選の義務周回数は1周以上とし、周回うちの最高ラップタイムによってスタート順位を決定する。
公式予選の義務周回数に満たない場合は、競技長の判断により最後尾スタートを与えることがある。

27. 公式車検終了後の車両保管

公式車検終了後の参加車両は、指定の車両保管場所に必要な時間保管され、移動、接触（修理等）はすべて競技役員の指示に従うこと。
保管中の車両を、修理あるいは点検しなければならない場合は、その理由をドライバーが明記し、再車検手数料5,150円を添えて技術委員長に提出し承認を得た上、所定の時間内に作業を行い、出走前に再車検を終了していなければならない。

28. スタート

- 1) スタートは原則としてスタンディングスタートとする。
- 2) スタート進行要項全般についてはブリーフィングにて通達する。

29. 反則スタート

スタート合図以前に所定の位置から前進したと競技役員によって判定された場合は、反則スタートとなりこれに対する抗議は受け付けられない。
反則スタートしたドライバーに対し、黒旗と白数字（該当車両のゼッケン番号）で知らせ、罰則として該当車両は1回のピットインが課せられる。この場合、一旦指定のペナルティーエリア（コントロールタワー前）ピットに停止した後、エンジンを停止し競技役員の指示により再びレースに復帰することができる。

30. 燃料・燃料補給

燃料は一般に市販されているものならば銘柄は自由とする。
レース中の一切の燃料補給を禁止する。

31. 信号機、合図

国際モータースポーツ競技規則付則H項に定められた信号合図を、JAFに承認された手順、方法により行う。
コース上にはメインフラッグポストを含み16の監視ポストがあり、その各々に電気式の信号機が設置されており、下記の信号はその信号機により提示される。

a. 黄旗

1本の静止



黄色点灯

1本の振動



黄色点滅

2本の振動



交互点滅

b. 赤黄（オイル）



黄赤縦縞点灯

c. 赤



全ポスト 赤 点灯

d. 緑



全ポスト 緑 点灯

e. セーフティカー



全ポスト 黄に黒字

f. 黒旗及びオレンジボールはメインフラッグポストで旗を提示するが当該車両の競技ゼッケンは、ポスト下にある信号機にて表示される。

g. ピット入口にあるウェイティングエリアは、赤または緑の点灯にて表示するのでその指示に従うこと。

h. ピット出口の信号はシグナリングプラットホーム先端にあり、赤・緑の点灯または黄色の点滅により表意する。スタートの手順の合図はコントロールライン上のオーバーブリッジに取り付けられた大型の信号機により全て表示される。表示内容は以下の通り。

- | | | |
|-----------|------------|---------|
| a. 3 min | スタート 3分前 | 10 秒間表示 |
| b. 1 min | スタート 1分前 | 10 秒間表示 |
| c. 30 sec | スタート 30秒前 | 10 秒間表示 |
| e. 5 sec | スタート 5秒前 | 10 秒間表示 |
| f. 赤 | 赤ランプ点灯 5秒前 | 2 秒間表示 |

g . 緑	スタート	4 ~ 7 秒間表示
h . START DELAYED	スタート遅延	
i . 赤地に 10	スタート遅延を 10 分延長	
j . 緑地に 10	5 分後に 3 分前の手順開始	

信号機で表示する合図以外は旗またはボードにて表示する。

追い越し禁止・減速等は信号機の位置が基準となる。それらの行為は、信号機の位置で完全に完了していなければならない。

赤旗が提示された場合、すべてのドライバーはただちにレースを中止し、細心の注意を払い、必要に応じて停車できる態勢で、原則としてメインストレート入口のレッドラインまで進行すること。

オレンジ色の円形のある黒旗(通称...オレンジボール)、または黒旗と競技番号を提示された車両のドライバーは、次の周回に自己のピットに戻り、停止しなければならない。提示された競技番号のピットにもピットインの指示を示すよう通知する。指示に従わないドライバーに対し審査委員会の決定により罰則を与えることがある。

32 . 停車指示

レース続行が競技長により危険とみなされるドライバー、車両についてピットインを命ずるか、レースから除外されることがある。この決定に対する抗議は受け付けられない。

技術委員長は参加車両に対して、いついかなるときでも安全を確認するためピットインを命じ、再車検を行なうことができる。これに対する抗議は受け付けられない。

33 . ピットレーンへの進入

ピットへ出入りする際に通過するコース上の一部をピットレーンとして、ガードレールおよびイエローラインの区分線でレースの走路と区分する。この区分は、いかなる場合でも横切ってはならない。横切った場合は罰則を与える場合がある。

ピットレーンに進入する場合は、バックストレッチのイン側を沿って走行し、ピットロード入り口手前から歩行指示器あるいは手で合図をして安全を確認し、安全な速度まで減速し進行しなければならない。

34 . ピットストップ

ピットロードに入った車両は、一旦正しく自己のピット前に停止し、エンジンは停止しなければならない。この時、安全確認のため、ピットクルーの 1 名は必ず誘導を行なうこと。

誤って自己のピットを通り過ぎてしまった場合は、エンジンを止め、ピット審判員の了解を得てから、ピットクルーの手によってのみ自己のピットへ押し戻すことが出来る。自らの動力で後退した場合ただちにレースより除外される。

35 . ピット作業

ピットインした車両に対しては登録されたピットクルーを、そのドライバーのみがピット区域で作業することができる。

ピット責任者またはピットクルーの 1 名は、ピット作業ならびに車両の出入りについて監督誘導を行わなければならない。

ピット内は自己の所属するピット以外のピットに入ることを禁止する。また、喫煙等の火気は一切禁止され、消化器、機材の保全とともにすべての管理は当該ピット責任者が当たらなければならない。

工具、部品などは予めピット前に置いてはいけない。

走行中のドライバーに対して、ピットラインを送ることができるのはピットクルーの 1 名とし、その位置は自己のピット前のコンクリートフェンス内に限られる。

36 . ピットアウト

エンジン始動は必ずドライバーが車両に着座してから行なうこと。ピットから再スタートしコースに戻る場合は、競技役員の指示に従いピットクルーの誘導の下に行なうこと。

ピットアウトする際ピットレーンの走行は、安全上ピットエンドまで安全な速度で走行し、加速することを禁止する。

ピットからコースに戻る時は、第 1 コーナーはイン側を走行し、レース走行中の他の車両の進路を妨害してはならない。

37 . レース中の車両修理

レース中の車両修理、調整、部品交換はその車に積み込んでいるものが、ピットに準備した部品と工具によって行なわなければならない。

ピットに準備してある工具による作業は、正規にピットインした車両のみに対して行なうことができる。コース上で停止した場合、ドライバー自身がピットか部品や工具を携行したり、あるいはピットクルーや他の者が携行したりしてはならない。また、コース上のドライバーに対していかなる援助も禁止され、競技役員以外のものが停車した車両に触れることは許されない。これに対する違反者はただちにレースから除外される。

やむを得ない事情でピット以外のコース上で車両を修理、部品交換あるいは危険部分の除去を行なう場合は、他の車両の支障にならない安全な場所に停車し、搭乗ドライバーがその車に積み込んである工具、部品によってのみ作業をしなければならない。

レース中の車両はいかなる場合でもその車の動力で推進されなければならない。したがって人力ある

いは他の車両の力によって押し進めたり、決勝ラインを超えてはならない。ただし、ドライバーまたは競技役員によってコースから安全な場所に押し出す場合はこの限りではなし。

38. 妨害行為

レース中にドライバーおよびピットクルーは、他の競技車の妨害をしてはならない。審判員によって妨害行為と判定された場合は、審査委員会の決定により罰則が課せられる。この判定に対する抗議は受け付けない。

39. 棄権

レース中の事故あるいは車両故障などでその後、競技続行が不可能になった場合は、原則として自己のピットに停車し、その旨を競技役員に届けなければならない。

コース上において走行不能となり棄権する場合は、安全な場所に停車した後、最も近いコース委員にその旨を届けなければならない。この場合コース委員に届け出る前に、腕をクロスさせるなどの態度でその意思を表明することがドライバーの義務であるが、負傷、その他の理由で届け出や意思の表明が出来ない場合は、競技役員に判断に委ねられる。

リタイヤ届はドライバーが署名することを原則とする。

40. 競技終了

レース終了はチェッカーフラッグによって表示される。万一先頭を走行する車両が、規定の距離を完走しないうちに誤ってチェッカーが振られた場合であっても、その競技はその時点で終了したものと順位が判定される。

優勝者は、そのレース距離を最短時間で終了した者とする。順位決定は、周回数の決勝線の通過順位に基づいて行われる。競技が中断した場合、最終周回までの結果により順位を判定する。

先頭車が決勝線を通過と同時に、そのレースは終了したものとす。なお、先頭車が決勝線を通過後3分以内に決勝走行は終了する。決勝線延長上であっても、ピットロードは決勝線に含まれない。

事故その他の不可抗力により、規定のレース距離に達せず中止になった場合は以下のように判定する場合があります。

2周以内 大会組織委員会と競技審査委員会の協議により再レース等の決定をし、参加者に通知される。

2周以上50%以下 大会組織委員会と競技審査委員会の協議によりレースの成立を認める場合がある。

50%以上 自動的にそのレースは成立したものとす。

41. レース終了後の車両保管および再車検

レース終了後の車両保管は、当該レースに参加した全車両に対して行われる。保管時間は原則としてそのレースの正式結果発表までとし、参加車両はパドック内の所定の場所に保管される。その際、車両には技術委員長の許可がない限り接触を禁止する。

車両保管の解除は競技終了30分後、又は場内放送をもって指示する。保管解除後は速やかに車両を引き取らなければならない。

入賞及び抗議の対象となった車両については、レース終了後車両の分解その他によって再車検を行なうことがある。再車検の際は参加者もしくは代理人が責任をもって車両の分解組を立てを行ない、それに必要な部品や工具、それらに伴う費用は参加者の負担とする。関係当事者、役員以外のものが再車検に立ち会うことはできない。

技術委員長は参加したすべての車両に対し、いついかなる場合においても再車検を行なう権限を持つ。

42. 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。

ただし、本特別規則書に規定された出場参加拒否または審判員の決定に対する抗議はできない。

抗議は文書（書式は自由、常識の範囲内で作成）によっておこない、抗議料として1件につき

20,300円を添え、競技長あて、大会事務局へ各抗議の制限時間内に提出されなければならない。

参加車両に対する抗議書は、抗議対象となる箇所、事項を明確に記載されていなければならない。

抗議が否決された場合は抗議提出者、抗議が成立した場合には抗議対象者が支払うものとする。車両の分解整備等の費用は技術委員長が算定する。

役務についている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合であっても、それと関係なく自分の権限と義務を執行することが出来る。

43. 抗議の制限

車両またはドライバーの参加資格に対する抗議は、その車両の当該レーススタート1時間前までとする。

車両検査に対する抗議は、決定直後に提出されなければならない。

公式予選の結果およびスタート位置に対する抗議は、結果発表後30分以内に提出されなければならない。

競技中の過失または反則に関する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内に提出されなければならない。

レース結果に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

44. 抗議の裁定

抗議審査に当たり審査委員会が必要に応じ、関係当事者および競技役員を証人として召還し、陳述を高めることができる。

審査後ただちに裁定が下されない場合、その裁定の発表の日時と場所を明らかにして裁定発表を延期する

ことができる。

審査委員会の裁定結果は審査委員長により、関係当事者（代表責任者1人）のみに口頭をもって通知される。抗議の関係当事者は、審査委員会への裁定結果に服さねばならないが、国内競技規則第13章の規定にしたがってJAFへ控訴する権利を有する。

45. 競技会の延期、中止に関する事項

本競技会は保安上、不可抗力の理由（審査委員会の決定による）以外に延期あるいは中止することはない。

46. 賞典

各レースとも各クラスの1～6位までに賞典を与える。

1～3位まで JAFメダル + オーガナイザー賞

4～6位まで オーガナイザー賞

入賞したドライバーはレーシングスーツ着用の上表彰式に出席する事。

47. 賞典の制限

各クラスの参加台数が12台未満の場合は、賞典を参加台数の1/2までとする。（小数点以下切り捨て）

48. 損害の補償

参加者、ドライバーは、その参加車両および付属品、ならびにレース施設、機材、器具に対し、自己の行為によって生じた損害の補償の責任を負うものとする。

参加者、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者、オーガナイザーおよび大会役員が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承認していなくてはならない。

49. 本規則の解釈

本規則ならびに競技の規則に関する質疑は、大会事務局あてに質疑申し立てができる。その回答は審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

50. 本規則の違反

本規則に対する違反の裁定は審判員が行い、審査委員会において裁定し宣言され、出場停止、失格処分、周回数削減またはピットストップ、訓戒、罰金を罰則基準表に基づき執行される。

ドライバーまたは車両に対するタイムペナルティ、あるいは失格についての決定は審査委員会によりなされ、競技長を経て当該参加者に通知される。

51. 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施内容、参加者に対する指示内容は公式通知によって示す。

52. 本規則の施工

本規則は参加申込と同時に効力を発する

2004年8月2日 大会組織委員会